

案

大山町の水道料金のあり方について（答申）

令和5年 月

大山町水道料金審議会

令和5年 月 日

大山町長 竹 口 大 紀 様

大山町水道料金審議会
会長 山 根 均

大山町の水道料金のあり方について（答申）

本審議会は、令和5年4月26日付発大水第74号で諮問のあった大山町の水道料金のあり方について、次のとおり答申します。

はじめに

水道は、住民の日常生活及び経済活動に欠くことのできないライフラインであり、将来にわたり安心・安全かつ安定的に供給されるべきものです。

本町の水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少や節水機器の普及などに伴い、水需要が減少し、そのことにより給水収益が年々減少しています。一方、水道施設の経年による老朽化が著しく、今後、老朽資産の大幅な更新を加速的に実施しなければ、安定した給水を確保できない状況です。こうした厳しい経営環境が予測される中、持続的に「安心・安全な水」を供給していくために、水道料金のあり方について本審議会に意見が求められ、慎重に議論を進めてきたところであります。

水道事業は、公営企業として運営し、その経営は独立採算が原則となっています。よって、事業経費は、主に水道使用者からの料金収入を基本とする受益者負担で賄うものであると考えます。今後、安定的に水道事業を運営していくため、水道料金のあり方について一定の結論を得ましたので、ここに答申をします。

この答申に至る過程において出された意見についても尊重され、将来を見据えた財政マネジメントのもと、経営基盤の強化に取り組まれることを強く望むものです。

1 大山町の水道料金のあり方について

本町における水道料金は、平成29年4月に旧3町の料金を統一して以来、消費税に伴う改定を除き、据え置かれています。しかし、料金収入は今後減少し、施設更新により経常費用が増加していくと予測されており、経費削減等の経営努力だけでは抜本的解決は難しい状況にあるといえます。本審議会としては、水需要の動向、水道施設の状況及び水道事業の経営状況を見て、水道料金の改定が必要であると考えます。なお、料金の改定に当たっては、適正な原価に基づく料金算定を前提とし、受益に応じた公平な負担を求めるべきであると考えます。

参考資料 別紙1：収益的収支及び資本的収支の見通し

2 水道料金の改定について

(1) 料金算定期間

日本水道協会が策定した水道料金算定要領では、おおむね将来の3年から5年を基準とすることが適当とされており、本審議会としては令和6年度から令和8年度までの3年間としました。

(2) 料金改定率

料金算定期間である令和6年度から令和8年度までの3年間の総括原価には、資産維持率0.3%の資産維持費を含め、それに見合う改定率1.3%の引き上げが望ましいと考えます。

資産維持費は、物価上昇による減価償却費の不足等に対応し、水道施設を維持し、適切な給水サービスを継続していくために総括原価へ加算するものです。資産維持率3%を標準とし、健全な財政運営を可能とする範囲内で、修正することができるものとなっています。試算の結果、資産維持率0.3%の資産維持費が健全な財政運営を可能とするものと考えます。

また、財政上重視する業務指標の1つに「料金回収率^{※2}」があり、水道事業の経営状況の健全性を表すものです。料金回収率が100%を下回っている場合は、給水に要する費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味します。現行の料金で試算したところ、令和6年度には料金回収率が100%を下回ることが見込まれます。本審議会では、料金回収率が100%になることを目標に考え、改定率13%としたところです。

※ 料金回収率は給水に係る費用がどの程度給水収益で賄われているかを表す指標。

$$\text{算定式} = \frac{\text{供給単価(1年間の有収水量1 m}^3\text{あたりに得られる収益)}}{\text{給水原価(1年間に有収水量1 m}^3\text{あたりにかかる費用)}} \times 100$$

(3) 料金体系

現行の口径別料金体系を維持し、基本水量は現行どおり8^mとします。従量料金は、1か月の使用水量が8^mを超えたときに1^mごとに負担してもらう料金です。現行は、100^mを区切りに2段階の逡増制^{*}となっています。以前は、多く使用する場合は、多く負担してもらうべきであるとされていましたが、近年は、使用水量に関係なく公平に負担してもらうべきであると公平性の概念が変わってきました。よって、本審議会では、公平性を重視する点で、改定後は従量料金について逡増制を廃止し、一律にすることが望ましいと考えます。

※逡増制とは、使用水量が多くなるほど料金単価が高くなること。

(4) 改定額について

改定後の水道料金は別表のとおりとします。提示された料金改定案について審議した結果、基本料金12.0%・従量料金16.0%の値上げが望ましいと考えます。この場合の全口径の平均改定率は12.9%になります。基本料金についてはなるべく抑えること、従量料金については負担を大きくしすぎないことを重視し、公平な負担とするのが望ましいと考えます。

(5) 料金改定の実施時期

新型コロナウイルス感染症や昨今の物価上昇が住民の生活に大きく影響を及ぼしていることから、慎重な判断が求められる一方で、今後の財政見通しでは、令和6年度以降、施設の更新工事の増加に伴い、水道事業の経常経費に必要な資金の確保が困難となることを見込まれます。加えて、今後、給水人口の減少等に伴い料金収入の減少が続くことが予想されることから、令和6年4月に請求する分から実施することが望ましいと考えます。

参考資料 別紙2：財政収支の見通し（現行料金および料金改定後）

附帯意見

○水道利用者への周知

改定の実施時期までの期間が短い、水道料金改定の必要性について使用者の理解が得られるよう、積極的な情報の公開を行い、丁寧な説明に努め、きめ細かい対応を要望します。

○料金改定について

料金改定については、「値上げはできるだけ抑えたい」、「次世代へ負担を残すのではなく、今使用している現役世代が負担すべき」、「値上げによる負担は正直大変だが、安心・安全な水を供給してほしい」、「今後の更新費用を考えるとどれだけの値上げが必要なのか想像できない」、「一般会計から繰り入れできないのであれば、値上げはやむを得ない」との意見が出されました。現行の料金体系では、今後、料金回収率が100%を下回り、水道事業の健全な運営が危ぶまれることから、料金改定はやむを得ないとの認識が多数を占めました。

基本料金と従量料金の改定率については、意見が分かれたところです。経営の安定化を求めるのであれば、基本料金を上げたほうがいいですが、現在、1か月につき8㎡までの少水量使用者は全体の4割近くを占めています。その中には、主に部落水道を使用している世帯、空き家の世帯、生活困窮者、独居者等が含まれます。

「基本料金の大幅な値上げは生活困窮者、独居者等の負担を増やすため賛同できない」、「基本料金の負担はあまり上げないほうがいい」との意見が出されました。一方では、「事業者にとって従量料金の大幅な値上げは、今後の事業継続に影響を及ぼすため、基本料金についても公平に負担してもらいたい」との意見がありました。慎重な審議の結果、公平な負担とすることを重視し、基本料金12.0%・従量料金16.0%の値上げで集約しました。

○経営の効率化について

経営状況が厳しさを増し、利用者への負担増を求める中で、今まで以上の経費削

減に努めるよう要望します。また、国費の活用等、更なる経営の効率化等について検討、実施をお願いします。

○水道料金の定期的な見直し

料金算定期間を令和6年度から令和8年度までの3年間としており、料金改定後3年を経過した時には、水道事業の経営状況を的確に把握し、資金収支のあり方や事業計画および投資計画について検証し、あらためて水道料金のあり方について再検討するよう要望します。

別表

水道料金表案（1 か月につき）

区 分		現行単価（8 m ³ まで）	改定後単価（8 m ³ まで）	
基本料金	メーター口径	13mm	880.0 円	985.6 円
		20mm	886.6 円	992.2 円
		25mm	898.7 円	1,006.5 円
		30mm	955.9 円	1,070.3 円
		40mm	1,012.0 円	1,133.0 円
		50mm	1,317.8 円	1,475.1 円
		75mm	1,534.5 円	1,718.2 円
		100mm	1,684.1 円	1,885.4 円
従量料金	使用水量	8 m ³ を超え 100 m ³ までの分	154.0 円/m ³	8 m ³ を超える分 178.2 円/m ³
		100 m ³ を 超える分	171.6 円/m ³	

料金単価は、消費税（10%）を含みます。料金計算した後、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて請求します。